諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和７年１０月１０日（令和７年（行個）諮問第２７３号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行個）答申第２０２号）
事件名：使用者による特定事案の報告等に記録された本人の保有個人情報の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の２に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙の４（１）に掲げる部分を開示すべきであり、諮問庁が別紙の３に掲げる文書番号３に記録された保有個人情報を追加して特定し、その一部を不開示とすべきとしていることについては、別紙の４（２）に掲げる部分を開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）７６条１項の規定に基づく開示請求に対し、令和７年４月２１日付け神個開第６－１５８７号により、神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

本開示請求は、令和４年特定月日に障害者虐待防止法に基づく事務に係る神奈川県の不祥事を伴う「事務」に関して、神奈川労働局が法令等を無視して神奈川県の事務を引継ぎ、引き継いだ後も「違反行為」や「内規（事務処理要領）を無視した事務」を繰返し、事務実態と大きく乖離した神奈川労働局特定部特定課内における「虚偽報告」及び「虚偽説明」を「審査請求人」に繰返した「事案」に関する神奈川労働局が保有する個人情報である。

また、この不祥事では、既に神奈川県特定局Ａ、特定局Ｂ特定室および特定課への情報公開請求によって、神奈川労働局との連絡・調整内容（メール、メモ等）が明らかにされているが、神奈川労働局から令和７年４月２１日開示決定された文書では、その存否も明らかにせず、開示資料には、その中の一部と思われる記載が確認出来た。

神奈川県による不祥事の内部調査資料によると、神奈川県特定局Ｂ特定課が、「事務処理要領を無視」に加えて多数の「違反行為（地方公務員法、個人情報保護法、障害者虐待防止法等）」、「内部統制上の重大な不備」、職員の「重大な過失」および「重大な注意義務違反」を伴うもので、極めて悪質な態様であった。

審査請求人は、その様な状況であることを令和５年１２月以降、神奈川労働局へ不祥事発覚後速やかに証拠等を以て、不適正な事務であることを再三伝えたが、神奈川労働局はこれを無視して、事務執行を約１０か月強放置した事案でもある。

審査請求人の多数の指摘等により、神奈川労働局の説明も二転三転しているため、神奈川労働局の開示は、法等の趣旨・目的・責務・公開義務に照らして、特に「国民の知る権利」と「行政機関の説明責任」を果たすのに重要な情報である。

また、一部不開示部分には、過去繰返し面会の席（令和６年特定月日Ａ、令和６年特定月日Ｂ、令和６年特定月日Ｄ、令和７年特定月日Ａ、令和７年特定月日Ｂ、令和７年特定月日Ｃ）や本省（特定Ａ局特定室、特定Ｂ局特定課）との面会で、本省職員からも「不適正事務」であることが、確認されている。

「県から既に開示決定された情報」や、神奈川労働局との面会の席で、経緯、経過、実態等に関して、既に事務実態の詳細な確認が、審査請求人と神奈川労働局との間で、繰返し実施されている。このことから、本件で一部不開示となった「労働局回答」、「本省回答（青地部分は不適切処理を認めた部分）」等の記載が、審査請求人への説明と同じならば「既知の情報」として、「国民の知る権利」や「説明責任」に配慮し、「開示」すべきと思料する。

法および「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき「個人が特定される」情報を除けば開示可能な情報が多数存在するため、神奈川労働局の「違法行為」を伴う不適正な事務の態様を鑑みると「不開示決定」は、情報隠しであり、私事に関する情報に当たるということはできず、不開示決定は違法であるから開示すべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、開示請求者として、令和７年１月２４日付け（同年２月２０日受付）で、神奈川労働局長（処分庁）に対して法７６条１項の規定に基づき、以下の審査請求人を本人とする保有個人情報に係る開示請求をした。

・　審査請求人が、神奈川県に届出し、障害者虐待防止法２４条に基づき県から神奈川労働局へ報告された事件の「事務の執行」および「事

務の再開」に係る行政文書／公文書一切、及び本事件に係る「厚労省本省」、「神奈川県特定課」との連絡、報告、相談及び神奈川労働局内の組織への連絡、報告、相談に係る行政文書／公文書及びメールのやりとり、メモ等一切。但し、令和６年特定月日Ｃ開示決定分は除く。

なお、審査請求人は、「審査請求人が、神奈川県に届出し、障害者虐待防止法２４条に基づき県から神奈川労働局へ報告された事件の『事務の執行』に係る行政文書／公文書一切、及び本事案の事務の執行に伴い『厚労省本省』、『神奈川県特定課』との連絡、報告、相談に係る行政文書／公文書及びメールのやり取り、メモ等一切。」について開示請求をしており、処分庁は、令和６年特定月日Ｃに一部開示決定（原処分）をした。

本件開示請求においては、審査請求人は令和６年特定月日Ｃに一部開示決定した部分は除くとしていることから、本件対象保有個人情報とはしていない。

（２）処分庁が令和７年４月２１日付け神個開第６―１５８７号により一部開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人はこれを不服として、同年７月１６日付け（同日受付）で本件審査請求をした。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分において特定した保有個人情報であって不開示とした情報については、法７８条１項各号のいずれにも該当しない部分を新たに開示した上で、その余の情報は、不開示となる根拠条項として、同項２号を追加し原処分を維持して不開示とするとともに、新たに保有個人情報を追加して特定した上で、同項６号及び７号柱書きに該当する情報を不開示とすることが妥当である。

３　理由

（１）本件対象保有個人情報の特定について

原処分において特定した本件対象保有個人情報が記載された行政文書は、次に掲げる文書であり、アの文書には、本件事案の処理経過、請求人提出書類、メモ、神奈川県から神奈川労働局への再報告資料一式、神奈川労働局から県への情報提供資料一式が含まれている。

なお、神奈川県から神奈川労働局への一度目の本件報告資料及び、神奈川労働局と神奈川県特定課がやりとりしたメールについては、令和６年特定月日Ｃ付け開示決定通知書により開示したものに含まれていることから、対象外としている。

ア　使用者による障害者虐待に係る事案の報告

イ　電子メール記録一式（神奈川労働局特定部と厚生労働省特定局特定課特定室のやりとり）

諮問庁において改めて確認したところ、本件対象保有個人情報とし

て次のウに掲げる文書（別表３）に記録された保有個人情報の存在が確認されたため、これを追加して特定した。

ウ　電子メール２１通とその添付資料（神奈川労働局特定部と厚生労働省特定局特定課特定室のやりとり）

（２）不開示情報該当性について

ア　法７８条１項２号該当性について

別表１に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の①の不開示部分には、審査請求人以外の特定の個人の氏名及びそれが推認される情報が記載されている。

これらの情報は、一体として審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、法７８条１項２号に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

イ　法７８条１項６号該当性について

別表１に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の④、文書番号１の⑤、文書番号１の⑦並びに別表３に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号３の⑪の不開示部分には、本件使用者による障害者虐待事案に関して、神奈川労働局と厚生労働省本省との間における協議、検討した内容、あるいはこれらを推認させる情報が記載されている。

これらの情報は、開示することにより、行政機関内部における意思形成過程の内容が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報であり、法７８条１項６号に該当することから、不開示を維持することが妥当である。

ウ　法７８条１項７号柱書き該当性について

別表１に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号１の②、文書番号１の③及び④、文書番号１の⑤、文書番号１の⑦、文書番号２の⑧並びに別表３に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号３の⑩及び⑪の不開示部分には、厚生労働省本省及び神奈川労働局が行う事務に関する情報が記載されている。

また、別表１に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号２の⑨及び文書番号３の⑫には、公表していない神奈川労働局及び厚生労働省本省職員のメールアドレス、厚生労働省本省のＦＡＸ番号、神奈川労働局の電話番号に係る情報が記載されている。

これらの情報は、当該事務又は事業の性質上、これを開示すると当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ、あるいは、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあるなど、厚生労働省本省及び労働局が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

であり、法７８条１項７号柱書きに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

なお、文書番号２の一部（１４９頁１１行目６２文字目ないし８２文字目）は職員のメールアドレスに係る情報であり、上記のとおり不開示情報に該当する情報であるところ、原処分において誤って開示されているものであり、これを改めて不開示とする意味はないから、本件に限り開示することとする。

（３）新たに開示する部分について

別表２の「新たに開示する部分」欄に掲げる部分については、法７８条１項各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

（４）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「『個人が特定される情報』を除けば開示可能な情報が多数存在する旨」主張するが、法に基づく開示請求については、法７８条１項各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、その判断については、上記（２）のとおりであるから、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

４　結論

よって、原処分において特定した保有個人情報であって不開示とした情報については、法７８条各号（原文ママ）のいずれにも該当しない部分を新たに開示した上で、その余の情報は、不開示となる根拠条項として、同項２号を追加し原処分を維持して不開示とするとともに、新たに保有個人情報を追加して特定した上で、同項６号及び７号柱書きに該当する情報を不開示とすることが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年１０月１０日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同月２７日　　審議
④　令和８年１０月１５日　　本件対象保有個人情報の見分及び審議
⑤　同月２６日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その一部を法７８条１項６号及び７号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問

庁は、諮問に当たって不開示部分の一部を新たに開示するが、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、不開示理由に法７８条１項２号を追加して不開示を維持すべきであるとし、さらに、対象とする保有個人情報を追加した上で、その一部を同項６号及び７号柱書きに該当するとして不開示とすべきであるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分及び追加する対象保有個人情報の不開示情報該当性について検討する。

２　不開示維持部分及び追加する対象保有個人情報の不開示情報該当性について

（１）諮問庁が不開示とすべきとする部分について

諮問庁は、理由説明書（上記第３）において、別紙の２に掲げる本件対象保有個人情報について、別表２の４欄に掲げる部分を新たに開示するが、別表１の４欄に掲げる部分の不開示を維持する（法７８条１項２号、６号及び７号柱書きに該当）旨説明している。また、別表３に掲げる保有個人情報を新たに対象として追加するが、同表の４欄に掲げる部分は不開示とする（法７８条１項６号及び７号柱書きに該当）旨説明している。

したがって、本件において諮問庁が不開示とすべきとしているのは、別表１の４欄及び別表３の４欄に掲げる部分となる。

（２）開示すべき部分

以下のア及びイに掲げる部分は、各々に記載した事情から、審査請求人が知り得る情報又は推認し得る情報であると認められる。

このような情報を審査請求人に秘匿すべき特段の事情は認められないことから、これを審査請求人に開示しても、厚生労働省及び神奈川労働局における障害者虐待の防止等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、また、行政機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法７８条１項６号及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ア　別表１の文書番号１　使用者による障害者虐待に係る事案の報告

（ア）２頁ないし８頁には、神奈川労働局特定部特定課長から同部長宛てに報告した事案の報告に係る文書に添付された処理経過の表が記載されている。

このうち、以下のａ及びｂの部分は、既に原処分において開示されている情報（５頁の６年３月７日の処理経過欄の記述）、又は審査請求人が当然に知り得る情報である。

ａ　４頁の６年３月４日の処理経過欄のうち、２行目１文字目ない

し１８文字目及び４行目１文字目ないし２３文字目

ｂ　５頁の６年３月２８日の処理経過欄のうち、下から３行目１文字目ないし同２行目３４文字目

（イ）３４頁ないし３８頁には、「県の処理経過」及び「神奈川労働局での処理経過」を踏まえた「争点となる事象に係る説明等」並びに神奈川労働局の違反・不適正・不適切な行政行為との主張に対する見解等が記載されている。

このうち、３７頁上から４行目左から３列目の枠内の５行目１４文字目ないし７行目２９文字目は、原処分で既に開示されている３５頁③４ぽつ目の行３列目の枠内の記載と同じである。

イ　別表３の文書番号３　電子メール２１通とその添付資料（神奈川労働局特定部と厚生労働省特定局特定課特定室のやりとり）

（ア）６頁ないし１０頁は処理経過の表であり、このうち、以下のａないしｃの部分を除く部分は、原処分において既に開示されている部分（文書番号１の２頁ないし８頁の処理経過の表）、又は上記ア（ア）において開示すべきと判断した部分と実質的な内容は同じである。

ａ　６頁上から２枠目の処理経過欄のうち、１行目２４文字目ないし３０文字目及び４行目

ｂ　８頁上から６枠目の処理経過欄のうち、４行目２４文字目ないし５行目文末

ｃ　９頁上から５枠目の処理経過欄のうち、下から２行目３３文字目ないし同１行目文末

（イ）１３６頁には、審査請求人の面会資料２に記載されている「神奈川労働局事務に対して確認したい事柄の５つの要点」に対する神奈川労働局の見解が表に整理して記載されており、このうち、以下の部分については、既に原処分において開示されている部分（文書番号１の５２頁及び５３頁）と同じ内容である。

ａ　項目１ないし５の枠内の不開示部分

ｂ　項目８に関する枠内及び枠外の不開示部分

（ウ）１９７頁ないし２０３頁は処理経過の表であり、このうち、以下のａないしｃの部分を除く部分は、原処分において既に開示されている部分（文書番号１の２頁ないし８頁の処理経過の表）、上記ア（ア）において開示すべきと判断した部分、又は文書番号３の諮問庁が開示するとしている部分（１１５頁、１７３頁等）と実質的な内容は同じである。

ａ　１９７頁上から２枠目の処理経過欄のうち、１行目２４文字目ないし３０文字目及び４行目

ｂ　２０１頁上から４枠目の処理経過欄のうち、３行目ないし６行目

ｃ　２０１頁上から５枠目の処理経過欄のうち、１行目

（３）その余の部分

その余の部分は、以下のア及びイに記載した事情から、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法７８条１項７号柱書きに該当するため、不開示とすることが妥当である（なお、諮問庁は、理由説明書において、一部は同項６号に該当する旨も説明するが、同号該当性を検討するまでもない。）。

ア　審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない部分

以下の（ア）ないし（ウ）の不開示維持部分には、神奈川県障害者権利擁護センターに相談した審査請求人とは別の個人に関する情報（相談者の氏名、勤務先及び相談時期）が記載されていることが認められる。これらの情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないので、諮問庁において、法７８条１項２号、６号及び７号柱書きに該当することから不開示とすべきとしていることは、結論において妥当である。

（ア）別表１の文書番号１の２頁ないし８頁の表のうち、２頁の上から２枠目１行目２４文字目ないし３０文字目及び４行目

（イ）別表３の文書番号３の６頁ないし１０頁の表のうち、６頁の上から２枠目１行目２４文字目ないし３０文字目及び４行目

（ウ）別表３の文書番号３の１９７頁ないし２０３頁の表のうち、１９７頁の上から２枠目１行目２４文字目ないし３０文字目及び４行目

イ　法７８条１項７号柱書き該当性

（ア）別表１の文書番号１

ａ　２頁ないし８頁の表の不開示維持部分（上記アに掲げる部分を除く。）のうち、開示すべき上記（２）ア（ア）ａ及びｂを除くその余の部分については、神奈川労働局において把握している使用者による障害者虐待事案の処理に係る実情であって審査請求人が知り得るとは認められない情報が記載されている。これを開示すると、以下のｂと同様の支障が生じるおそれがある。

ｂ　３４頁ないし３８頁の表の不開示維持部分のうち、開示すべき上記（２）ア（イ）の部分（３７頁上から４行目左から３列目の枠内の５行目１４文字目ないし７行目２９文字目）を除くその余の部分には、神奈川労働局において把握している使用者による障害者虐待事案の処理に係る実情及び神奈川労働局の見解等の審査請求人が知り得るとは認められない情報が記載されている。

これらの情報が開示されることになれば、類似の事案を含め、使用者による障害者虐待事案の処理に係る実情や労働局の忌たんのない見解等を記載することが困難となり、表面的な情報のみが記載されることとなるので、神奈川労働局における障害者虐待の防止等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

ｃ　５４頁には、神奈川労働局特定部特定課の内線番号が記載されている。これを開示すると、以下の（イ）と同様の支障が生ずるおそれがある。

（イ）別表１の文書番号２

１４６頁ないし１６１頁は、厚生労働省本省と神奈川労働局との間のメールでのやり取りであり、（ｉ）使用者による障害者虐待事案の処理に係る神奈川労働局の対応方針や厚生労働省本省への報告内容、厚生労働省本省の指摘・見解等の審査請求人が知り得るとは認められない情報が記載され、不開示とされている。これに加えて、（ⅱ）職員のメールアドレス及びメールアドレスが推測される情報も不開示となっている。

上記（ｉ）については、これを開示すると、類似の事案を含め、使用者による障害者虐待事案の労働局における処理に係る実情、同事案への対応に関する労働局及び厚生労働本省の間の率直なやり取りを記載することが困難となり、表面的な情報のみが記載されることとなるため、神奈川労働局及び厚生労働省における障害者虐待の防止等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

上記（ⅱ）については、これを開示すると、いたずらや偽計等に使用されるおそれがあり、神奈川労働局及び厚生労働省における障害者虐待の防止等に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

（ウ）別表３の文書番号３

ａ　１頁ないし２２０頁（６頁ないし１０頁、１９７頁ないし２００頁及び１３６頁を除く。）は、厚生労働省本省と神奈川労働局との間のメールでのやり取りであり、上記（イ）と同様の情報が記載されていることから、上記（イ）と同様の判断とすることが適当である。

ｂ　６頁ないし１０頁の処理経過の表及び１９７頁ないし２０３頁の処理経過の表の不開示部分（上記アに掲げる部分を除く。）のうち、開示すべき上記（２）イ（ア）及び（ウ）の部分を除く部分については、これを開示すると、上記（ア）ｂと同様の支障が生じるおそれがある。

ｃ　１３６頁の表の項目６及び７並びに表の最終行の不開示部分については、これを開示すると、上記（ア）ｂと同様の支障が生じるおそれがある。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法７８条１項６号及び７号柱書きに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が同項２号、６号及び７号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の４（１）に掲げる部分以外の部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同号柱書きに該当すると認められるので、同項６号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別紙の４（１）に掲げる部分は、同項６号及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであり、諮問庁が別表３の文書番号３に記載された保有個人情報を追加して特定し、その一部を同項６号及び７号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の４（２）に掲げる部分以外の部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同号柱書きに該当すると認められるので、同項６号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別紙の４（２）に掲げる部分は、同項６号及び７号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美惠子

別紙

１　開示請求書の記載

開示請求者が、神奈川県に届出し、障害者虐待防止法２４条に基づき県から神奈川労働局へ報告された事件の「事務の執行」および「事務の再開」に係る行政文書／公文書一切、及び本事件に係る「厚労省本省」、「神奈川県特定課」との連絡、報告、相談及び神奈川労働局内の組織への連絡、報告、相談に係る行政文書／公文書及びメールのやり取り、メモ等一切。但し、令和６年特定月日Ｃ開示決定分は除く。

２　本件対象保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）

（１）文書番号１：使用者による障害者虐待に係る事案の報告

（２）文書番号２：電子メール記録一式（神奈川労働局特定部と厚生労働省特定局特定課特定室のやりとり）

３　諮問庁が諮問に当たって追加して開示決定等をする旨説明する保有個人情報（以下の文書に記録された保有個人情報）

文書番号３：電子メール２１通とその添付資料（神奈川労働局特定部と厚生労働省特定局特定課特定室のやりとり）

４　開示すべき部分

（１）別表１の文書番号１　使用者による障害者虐待に係る事案の報告

ア　２頁ないし８頁の処理経過の表のうち、以下の部分

（ア）４頁　６年３月４日の処理経過欄のうち、２行目１文字目ないし１８文字目及び４行目１文字目ないし２３文字目

（イ）５頁　６年３月２８日の処理経過欄のうち、下から３行目１文字目ないし同２行目３４文字目

イ　３４頁ないし３８頁の表のうち、３７頁上から４行目左から３列目の枠内の５行目１４文字目ないし７行目２９文字目

（２）別表３の文書番号３　電子メール２１通とその添付資料（神奈川労働局特定部と厚生労働省特定局特定課特定室のやりとり）

ア　６頁ないし１０頁の処理経過の表のうち、以下の部分を除く部分

（ア）６頁上から２枠目の処理経過欄のうち、１行目２４文字目ないし３０文字目及び４行目

（イ）８頁上から６枠目の処理経過欄のうち、４行目２４文字目ないし５行目文末

（ウ）９頁上から５枠目の処理経過欄のうち、下から２行目３３文字目ないし同１行目文末

イ　１３６頁の表のうち、以下の部分
（ア）項目１ないし５の枠内の不開示部分
（イ）項目８に関する枠内及び枠外の不開示部分
ウ　１９７頁ないし２０３頁の処理経過の表のうち、以下の部分を除く部分
（ア）１９７頁上から２枠目の処理経過欄のうち、１行目２４文字目ないし３０文字目及び４行目
（イ）２０１頁　上から４枠目の処理経過欄のうち、３行目ないし６行目
（ウ）２０１頁　上から５枠目の処理経過欄のうち、１行目

別表１：原処分を維持する部分

１ 文書番号	２ 対象文書名	３　頁	４　不開示維持部分	５ 根拠条文（法７８条１項）
１	使用者による障害者虐待に係る事案の報告	１ないし１４５	① ○２頁「年・月・日」欄が「５・１０・１８」の「処理経過」欄１行目２４文字目ないし３０文字目、４行目	２号
			② ○４頁「年・月・日」欄が「６・３・４」の「処理経過」欄２行目１文字目ないし１８文字目、４行目ないし５行目 ○５頁「年・月・日」欄が「６・３・２８」の「処理経過」欄２４行目ないし２６行目	７号柱書き
			③ ○３４頁「争点となる事象に係る説明等」欄の「Ｒ５．１１．２２」欄５行目１１文字目ないし６行目	７号柱書き
			④ ○３４頁ないし３５頁「神奈川労働局の違反・不適正・不適切な行政行為との主張について」欄 ・「①違反行為」欄「１ぽつ目」、「２ぽつ目」１行目７６文字目ないし２行目、「３ぽつ目」 ・「②神奈川労働相談票の不適正・不適切な受理」欄「２ぽつ目」４行目ないし６行目 ・「③受理後の不適正・不適切な事務」欄「１ぽつ目」のうち左の欄１行目４２文字目ないし２行目、右の欄、同欄「２ぽつ目」のうちの左側の欄、２行目ないし５行目、同欄「４ぽつ目」のうち右の欄	６号及び７号柱書き

			１行目ないし２行目２３文字目、６行目８文字目ないし７行目 ・「④その他不適正・不適切な対応」欄左の欄「１ぽつ目」、「２ぽつ目」のうち左の欄１行目１文字目ないし９３文字目、「３ぽつ目」ないし「５ぽつ目」左の欄 ○３５頁「要望（１）について」欄のうち右の欄	
			⑤ ○３６頁ないし３８頁「労働局意見」欄 ・「１，違反行為」欄１枠目、２枠３行目８文字目ないし４行目、３枠目 ・「２，神奈川県労働相談票の不適正・不適切な受理」欄２枠目８行目ないし１４行目 ・「３，受理後の不適正・不適切な事務」欄の１枠目２行目８文字目ないし４行目、２枠目４行目ないし１５行目、３枠目４行目１８文字目ないし５行目、４枠目４行目ないし８行目 ・「４，その他不適正・不適切な対応」欄１枠目、２枠目１行目ないし３行目２４文字目、３ないし５枠目	
			⑥ ○５４頁「決裁・供覧」の「起案」欄のうち「連絡先」欄３文字目ないし６文字目	７号柱書き
２	電子メール記録一式（神奈川労働局特定部と厚生労働省特定局特定課特定室のやりとり）	１４６ないし１６１	⑦ ○１４８頁３０行目ないし１４９頁３行目 ○１４９頁２０行目ないし１５０頁９行目 ○１５６頁１行目ないし３行目 ○１５６頁１７行目ないし２２行目	６号及び７号柱書き
			⑧ ○１４６頁１４行目７文字目ないし１７行目 ○１４７頁５行目７文字目ないし１０文字目、６行目ないし７行目、２６行目３６文字目ないし２８行目９文字目、３０行目３	７号柱書き

			７文字目ないし３１行目 ○１４８頁１行目３４文字目ないし１６行目 ○１４９頁５行目２６文字目ないし６行目２４文字目 ○１５０頁３５行目２６文字目ないし３７行目 ○１５１頁４行目２３文字目ないし７行目、１０行目、１１行目４文字目ないし１３文字目、４３文字目ないし１３行目 ○１５２頁１５行目ないし１７行目、３５行目ないし３６行目 ○１５３頁２１行目４文字目ないし２２行目２４文字目 ○１５７頁３行目ないし４行目 ○１５８頁１６行目ないし１７行目、１９行目ないし２０行目 ○１５９頁２行目、４行目、６行目、７行目１９文字目ないし８行目、２５行目ないし２７行目 ○１６０頁２９行目	
			⑨ ○１４８頁ないし１６１頁の神奈川労働局及び厚生労働省本省職員のメールアドレス、厚生労働省本省のＦＡＸ番号、特定労働局の電話番号その他これらが推認される情報全て	

（注）１　本表は、諮問庁が理由説明書に添付した表である。
　　２　表１及び表２の頁番号は、同じ文書に係る頁番号である。

別表２：諮問庁において新たに開示する部分

１ 文書番号	２ 対象文書名	３ 頁	４ 新たに開示する部分
１	使用者による障害者虐待に係る事案の報告	１ないし１４５	○２頁「年・月・日」欄が「５・１０・２０」の「処理経過」欄３２文字目 ○２頁「年・月・日」欄が「５・１０・２５」の「処理経過」欄３文字目、同欄７文字目ないし８文字目 ○４頁「年・月・日」欄が「６・３・４」の「処理経過」欄２行目１９文字目ないし３行目
			○３４頁ないし３５頁「神奈川労働局の違反・不適正・不適切な行政行為との主張について」欄 ・「①違反行為」欄「２ぽつ目」１行目１文字目ないし７５文字目 ・「②神奈川労働相談票の不適正・不適切な受理」欄「１ぽつ目」全文字。 ・「③受理後の不適正・不適切な事務」欄「１ぽつ目」のうち左の欄１行目１文字目ないし４１文字目、同「４ぽつ目」のうち左の欄全文字
			○３６頁ないし３８頁「労働局意見」欄 ・「１，違反行為」欄２ぽつ目１行目１文字目ないし３行目７文字目 ・「２，神奈川県労働相談票の不適正・不適切な受理」欄１ぽつ目全文字 ・「３，受理後の不適正・不適切な事務」欄の１ぽつ目１行目１文字目ないし２行目７文字目、同欄２ぽつ目１行目ないし３行目 ・「４，その他不適正・不適切な対応」欄２ぽつ目３行目２５文字目ないし５行目 ○３６頁ないし３８頁「本省回答」欄全文字
			○５４頁「決裁・供覧」の「起案」欄のうち「連絡先」欄１文字目ないし２文字目
２	電子メール	１４６	○１４６頁１４行目１文字目ないし６文字目、１

	記録一式（神奈川労働局特定部と厚生労働省特定局特定課特定室とのやりとり）	ないし１６１	８行目、２９行目ないし３０行目２文字目ないし７文字目 ○１４７頁５行目１文字目ないし６文字目、１４文字目ないし３５文字目、２６行目１文字目ないし３５文字目、２８行目１０文字目ないし３０行目３６文字目 ○１４８頁１行目１文字目ないし３３文字目 ○１５０頁３５行目９文字目ないし２５文字目 ○１５１頁８行目ないし９行目 ○１５３頁２２行目２５文字目ないし２３行目 ○１５５頁１１行目ないし２１行目 ○１５７頁７行目ないし９行目 ○１５８頁１０行目ないし１５行目、１８行目、２２行目 ○１５９頁１行目、３行目、５行目 ○１６０頁３６行目１７文字目ないし１９文字目、２４文字目 ○１６１頁３０行目１文字目ないし１２文字目

（注）１　本表は、諮問庁が理由説明書に添付した表である。
　　２　表１及び表２の頁番号は、同じ文書に係る頁番号である。

別表３：諮問庁において新たに特定した保有個人情報

１ 文書番号	２ 対象文書名	３頁	４不開示部分	５ 根拠条文（法７８条１項）
３	電子メール２１通とその添付資料（神奈川労働局特定部と厚生労働省特定局特定課特定室のやりとり）	１ないし２２０	⑩ ○４頁１行目 ○１１頁１９行目ないし２１行目 ○１３頁２行目 ○１５頁１８行目、２０行目、２２行目、２３行目１９文字目ないし２４行目 ○１６頁１６行目ないし１８行目 ○１７頁３５行目 ○２０頁２８行目ないし２９行目、３１行目ないし３２行目 ○２１頁３０行目、３２行目、３４行目、３５行目１９文字目ないし３６行目 ○２２頁２０行目ないし２２行目 ○２４頁２行目 ○２８頁１２行目ないし１３行目、１５行目ないし１６行目 ○２９頁１１行目、１３行目、１５行目、１６行目１９文字目ないし１７行目 ○３０頁３行目ないし５行目 ○３１頁２２行目 ○３３頁１６行目ないし１７行目 ○３５頁１２行目ないし１３行目。１５行目ないし１６行目 ○３６頁１１行目、１３行目、１５行目、１６行目１９文字目ないし１７行目 ○３７頁３行目ないし５行目 ○３８頁２２行目 ○４１頁３行目ないし４行目 ○４２頁３３行目ないし３４行目	７号柱書き

			○４３頁２行目ないし３行目、３３行目、３５行目、４４頁１行目、２行目１９文字目ないし３行目、２４行目ないし２６行目 ○４６頁５行目 ○４９頁２７行目ないし２８行目 ○５１頁２３行目ないし２４行目、２６行目ないし２７行目 ○５２頁２５行目、２７行目、２９行目、３０行目１９文字目ないし３１行目 ○５３頁１３行目ないし１５行目 ○５４頁３２行目 ○５９頁２４行目ないし２５行目 ○６１頁１７行目ないし１８行目、２０行目ないし２１行目 ○６２頁２０行目、２２行目、２４行目、２５行目１９文字目ないし２６行目 ○６３頁９行目ないし１１行目 ○６４頁２７行目 ○６９頁２９行目ないし３０行目 ○７１頁２６行目ないし２７行目、２９行目ないし３０行目 ○７２頁２７行目、２９行目、３１行目、３２行目１９文字目ないし３３行目 ○７３頁１５行目ないし１７行目 ○７４頁３５行目 ○７７頁１８行目ないし１９行目 ○７８頁４行目４文字目ないし５行目２３文字目 ○８１頁２５行目ないし２６行目 ○８３頁１０行目ないし１１行目、１３行目ないし１４行目、３０行目、３２行目 ○８４頁１行目、２行目１９文字目ないし３行目、２０行目ないし２２行目 ○８５頁２７行目 ○８８頁１４行目ないし１６行目 ○８９頁５行目ないし６行目、２６行目４文字目ないし２７行目２３文字目	

			○９３頁１３行目ないし１４行目 ○９４頁２９行目ないし３０行目 ○９５頁1行目ないし2行目、１８行目、２０行目、２２行目、２３行目１９文字目ないし２４行目 ○９６頁8行目ないし１０行目 ○９７頁１６行目 ○９９頁２９行目ないし３１行目 ○１００頁２０行目ないし２１行目 ○１０１頁6行目４文字目ないし7行目２３文字目 ○１０４頁２７行目ないし２８行目 ○１０６頁１３行目ないし１４行目、１６行目ないし１７行目、３３行目 ○１０７頁2行目、４行目、5行目１９文字目ないし6行目、２３行目ないし２５行目 ○１０８頁２９行目 ○１１２頁8行目ないし１０行目、３１行目 ○１１３頁1行目、２１行目４文字目ないし２２行目２３文字目 ○１１７頁9行目ないし１０行目 ○１１８頁２４行目ないし２５行目、２７行目ないし２８行目 ○１１９頁１４行目、１６行目、１８行目、１９行目１９文字目ないし２０行目 ○１２０頁４行目ないし6行目 ○１２１頁１０行目 ○１２３頁１９行目２４文字目ないし２１行目、２５行目２３文字目ないし２８行目、３０行目４８文字目ないし３１行目、３２行目４文字目ないし１３文字目 ○１２３頁３２行目４３文字目ないし１２４頁2行目 ○１２５頁１０行目ないし１２行目 ○１２６頁2行目ないし3行目、２３行目４文字目ないし２４行目２３文字目 ○１３０頁9行目ないし１０行目	

			○１３１頁２４行目ないし２５行目、２７行目ないし２８行目 ○１３２頁１４行目、１６行目、１８行目、１９行目１９文字目ないし２０行目 ○１３３頁４行目ないし６行目 ○１３４頁１０行目 ○１３８頁３０行目２６文字目ないし３２行目 ○１３９頁２行目２３文字目ないし５行目、８行目、９行目４文字目ないし１３文字目、４３文字目ないし１１行目 ○１４０頁１６行目ないし１８行目 ○１４１頁３行目ないし４行目、２５行目４文字目ないし２６行目２４文字目 ○１４５頁７行目ないし８行目 ○１４６頁１９行目ないし２０行目、２２行目ないし２３行目 ○１４７頁６行目、８行目、１０行目、１１行目１９文字目ないし１２行目 ○１４７頁２９行目ないし３１行目 ○１４８頁３２行目 ○１５１頁２６行目２６文字目ないし２７行目２４文字目 ○１５３頁２３行目２６文字目ないし２５行目、２９行目２３文字目ないし３２行目、３５行目 ○１５４頁１行目４文字目ないし１３文字目、１行目４３文字目ないし３行目。 ○１５５頁８行目ないし１０行目、３１行目ないし３２行目 ○１５６頁１９行目４文字目ないし２０行目２４文字目 ○１６０頁３行目ないし４行目 ○１６１頁１６行目ないし１７行目、１９行目ないし２０行目 ○１６２頁２行目、４行目、６行目、７行目１９文字目ないし８行目、２５行目ないし	

			２７行目 ○１６３頁２９行目 ○１６５頁１７行目３６文字目ないし１９行目９文字目、２１行目３７文字目ないし２２行目、２８行目３４文字目ないし１６６頁８行目 ○１６７頁２行目２６文字目ないし３行目２４文字目 ○１６８頁３５行目２６文字目ないし３７行目 ○１６９頁４行目２３文字目ないし７行目、１０行目、１１行目４文字目ないし１３文字目、４３文字目ないし１３行目 ○１７０頁１９行目ないし２１行目 ○１７１頁６行目ないし７行目、２８行目４文字目ないし２９行目２４文字目 ○１７５頁１１行目ないし１２行目 ○１７６頁２４行目ないし２５行目、２７行目ないし２８行目 ○１７７頁１１行目、１３行目、１５行目、１６行目１９文字目ないし１７行目、３４行目ないし３６行目 ○１７８頁３６行目 ○１８１頁１７行目７文字目ないし１０文字目、１８行目ないし１９行目 ○１８２頁５行目３６文字目ないし７行目９文字目、９行目３７文字目ないし１０行目、１６行目３４文字目ないし　３１行目 ○１８３頁２６行目２６文字目ないし２７行目２４文字目 ○１８５頁２１行目２６文字目ないし２３行目、２７行目２３文字目ないし３０行目、３３行目 ○１８６頁１行目４文字目ないし１３文字目、４３文字目ないし３行目 ○１８７頁８行目ないし１０行目、３１行目ないし３２行目	

			○１８８頁１９行目４文字目ないし２０行目２４文字目 ○１９２頁3行目ないし4行目。 ○１９３頁１６行目ないし１７行目、１９行目ないし２０行目 ○１９４頁2行目、4行目、6行目、7行目１９文字目ないし8行目、２５行目ないし２７行目 ○１９５頁２９行目 ○２０４頁３３行目７文字目ないし１０文字目、３４行目ないし３５行目 ○２０５頁２１行目３６文字目ないし２３行目９文字目、２５行目３７文字目ないし２６行目、３２行目３４文字目ないし２０６頁１１行目 ○２０７頁5行目２６文字目ないし6行目２４文字目 ○２０９頁3行目２６文字目ないし5行目、9行目２３文字目ないし１０行目、１５行目、１６行目４文字目ないし１３文字目、４３文字目ないし１８行目 ○２１０頁２３行目ないし２５行目。 ○２１１頁１１行目ないし１２行目、３３行目４文字目ないし３４行目２４文字目 ○２１５頁１４行目ないし１５行目 ○２１６頁２７行目ないし２８行目、３０行目ないし３１行目 ○２１７頁１４行目、１６行目、１８行目、１９行目１９文字目ないし２０行目 ○２１８頁1行目ないし3行目 ○２１９頁4行目	
			⑪ ○6頁ないし１０頁「年・月・日」欄、「処理経過」欄 ○４０頁１３行目ないし１８行目 ○４８頁１１行目ないし１３行目 ○４９頁4行目ないし9行目	６号及び７号柱書き

			○５８頁８行目ないし１０行目 ○５９頁１行目ないし６行目 ○６８頁１３行目ないし１５行目 ○６９頁６行目ないし１１行目 ○８０頁２３行目ないし２５行目 ○８１頁６行目ないし１１行目 ○９２頁１０行目ないし１２行目、２６行目ないし３１行目 ○１０３頁２５行目ないし２７行目 ○１０４頁８行目ないし１３行目 ○１１６頁５行目ないし７行目、２１行目ないし２６行目 ○１２９頁５行目ないし７行目、２１行目ないし２６行目 ○１３６頁左から３列目の欄全て、左から３列目上から８行目の欄の右に記載の文字列全て ○１３７頁１４行目ないし１３８頁３行目 ○１４４頁５行目ないし７行目、２１行目ないし２６行目 ○１５１頁１５行目ないし２４行目 ○１５２頁９行目ないし４１行目 ○１５９頁１行目ないし３行目、１７行目ないし２２行目 ○１６６頁２５行目ないし３４行目 ○１６７頁１９行目ないし１６８頁８行目。 ○１７４頁１０行目ないし１２行目、２６行目ないし３１行目 ○１８３頁１５行目ないし２４行目 ○１８４頁６行目ないし３８行目 ○１９１頁１行目ないし３行目、１７行目ないし２２行目 ○１９７頁ないし２０３頁「年・月・日」欄、「処理経過」欄 ○２０６頁２８行目ないし２０７頁３行目 ○２０７頁２２行目ないし２０８頁１２行目 ○２１４頁１４行目ないし１６行目、３０行	

			目ないし３５行目	
			⑫ ○１頁ないし２１３頁の神奈川労働局及び厚生労働省本省職員のメールアドレス、厚生労働省本省のＦＡＸ番号、特定労働局の電話番号その他これらが推認される情報全て	７号柱書き

（注）１　本表は、諮問庁が理由説明書に添付した表である。
　　２　本表の頁番号は、表１及び表２とは異なる文書に係る頁番号である。